【資料1】

日本労働弁護団最低賃金シンポジウム／2022.12.1

2022 地域別最低賃金の改正審議と課題認識

連合総合政策推進局長
仁平　章

１．2022 年度地域別最低賃金改正審議の状況

（１）労使の見解

（労働側）

- 「人への投資」の重要な要素の 1 つが最低賃金の引き上げである。
- 2022 春季生活闘争の賃上げの流れを最賃の引き上げにつなげるべき。
- 消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要。
- 地域間格差を是正すべき。
- 「誰もが時給 1,000 円」に向け「平均 1,000 円」の到達が必要。

（使用者側）

- 労働分配率が 80％と高い中小企業の実態を十分に考慮した審議が必要。
- 地方が納得できる目安を示すべく議論を尽くすべき。
- 原材料費等の高騰や物価の上昇、円安の進行等の影響がある。
- 生産性の向上や価格転嫁も含む取引環境の適正化支援等の充実が不可欠。

（２）目安答申とその評価

- 全国加重平均 31 円の引き上げ。
- 現下の情勢を踏まえ公労使が真摯に議論を尽くした結果と受け止める。
- 過去最高となる目安水準は、最低賃金近傍の者の労働条件改善に資する。

（３）地方審議結果

- 22 地方で目安を上回る引き上げ。

２．最低賃金に関する課題認識

（１）絶対水準の引き上げ

- 最高額の東京都の最低賃金 1,072 円でさえ、2,000 時間働いても年収 200 万円に過ぎず、いわゆるワーキングプアと呼ばれる水準にとどまる。

（２）地域間格差の是正

- 最高額（1,072 円）と最低額（853 円）の格差は 219 円。人手不足の中、地域間格差を是正しなければ、地方部から都市部・隣県へのさらなる労働力の流出につながる。

以　上

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和４年８月１日

１　はじめに

令和４年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

２　労働者側見解

労働者側委員は、直近２年はコロナ禍の影響を意識した審議を行ってきたが、現在は社会活動の正常化も進み、政府の各種支援策等にも支えられる中で経済は回復基調にあるとの認識を示した上で、今後重要なことは、経済をより自律的な成長軌道にのせていくことであり、そのためには、経済・社会の活力の源となる「人への投資」が必要で、その重要な要素の１つが最低賃金の引上げにほかならないと主張した。

また、本年の春季生活闘争で労働組合は「人への投資」を積極的に求め、中小企業を含めて経営側も総じてこれに応え、これまで以上の賃上げの広がりと底上げを図ることができたと述べた上で、労使で答えを出した賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で働く者の労働条件向上へ波及させるべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、年間 2,000 時間働いても年収 200 万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、また、連合が公表している最低限必要な賃金水準では、最も低い県であっても時間単価で 950 円 を上回らなければ単身でも生活できないとの試算結果が出ていることも踏まえ、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引上げるべきであると主張した。

さらに、昨今の急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼしていることや、特に基礎的支出項目等の伸びが顕著であり、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇が最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していることを述べるとともに、この実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であると主張した。なお、企業物価も上昇していることから、中小企業において円滑に価格転嫁をできるよう強力に支援を図り、もって最低賃金引上げに向けた環境を整備することが重要であるとも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきで

あると主張した。

そして、地域間の額差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響があるとの懸念を示すとともに、昨年度、目安を上回る引上げが行われたのは全てＤランク県であり、これは人材確保に対する地方の危機感の現れであって中央最低賃金審議会としてもこの点を受け止めるべきとの認識を示した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給 1,000 円」への通過点として、「平均 1,000 円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、併せて地域間格差の是正に向けてＣ・Ｄランクの底上げ・額差改善につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

３　使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く経営環境について、企業規模や業種により、回復基調の格差が生じ、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁や、エネルギー問題などの国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、予断を許さない状況であるとの認識を示した。

加えて、中小企業の労働分配率が 80%程度と高い中、近年の最低賃金は、過去最高額を更新する引き上げが行われ、影響率も高止まりしており、多くの中小企業から経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声があると述べた。

その上で、今年度の目安については、引き続き新型コロナウイルス感染症や、急激な原材料費等の高騰や物価の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小企業の経営状況や、地域経済の実情を各種資料から的確に読み取り、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第９条における３要素に基づいて慎重な審議を行うべきと主張した。

さらに、地方における昨年度の答申に対する不信・不満を払拭できるよう、地方が納得できる目安を示すべく議論を尽くしたいと述べ、目安額とそれを導き出すロジックについて、地方最低賃金審議会の委員や、目安額を報道で知ることとなる労働者・企業が納得できるものを示すことが求められると訴えた。

また、「生産性が向上し、賃上げの原資となる収益が拡大した企業が、自主的に賃上げする」という経済の好循環を機能させることが重要であり、スムーズな好循環の実現のため、中小企業に対する一層の支援を含め、産業構造上の上流から下流まで、企業規模にかかわらない、さらなる生産性の向上や価格転嫁も含む取引環境の適正化への支援等の充実が不可欠であると主張した。

中央最低賃金審議会の目安額は地方最低賃金審議会を拘束する性質のものではないことを小委員会報告に明記し、さらに地方最低賃金審議会は地域別最低賃金額

及び発効日について、当該地域の実態を踏まえて決定できることを確認したいとの認識を示した。

また、使用者側は、各種統計等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引上げの実態を示し、３要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第４表を重視する旨を従来から主張しており、令和２年度・３年度は、「コロナ感染症という未曾有の影響があり、もはや通常の経済活動ができる状況とは言えない特殊な事情であったことから、第４表に重点を置いた議論ができなかった」ということであり、今後も第４表を重視しつつ、他の指標も勘案して目安審議を進めていくスタンスに変わりないことを明言した。その上で、今年度はコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を維持してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議していく必要があると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

４　意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

５　公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の３（２）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記１のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記２のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充

に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和３年 12 月）及び「取引適正化に向けた５つの取組」（令和４年２月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

１　令和４年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和４年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	31 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	31 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	30 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	30 円

２（１）目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の３（２）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に配意し、最低賃金法第９条第２項の３要素を考慮した審議を行ってきた。

ア　賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率（規模計）は２％を超えており、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転している。また、賃金改定状況調査結果については、第４表①②における賃金上昇率（ランク計）は 1.5%（最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値）であったことに加え、継続労働者に限定した第４表③における賃金上昇率（ランク計）は 2.1%となっている。この第４表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

ただし、第４表における賃金上昇率は、企業において労働者の生計費や賃金支払能力等を総合的に勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、今年の結果を見るに当たっては、今年４月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要である。

イ　労働者の生計費

また、労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は今年４月に 3.0%、５月に 2.9%、６月に 2.8%（対前年同月比）となっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については４％を超える上昇率となっている。消費者物価指数については、基本的には、「基礎的支出項目」及び「選択的支出項目」の双方を含む「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、必需品的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。このため、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、今年４月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す 3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。

ウ　通常の事業の賃金支払能力

一方、通常の事業の賃金支払能力については、一部の産業や企業ではなく全産業や企業全体の賃金支払能力を指すと解されるところ、関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、平成 31 年１～３月期は 6.0%、令和２年４～６月期は 4.4%、今年１～３月期は 6.3%となっており、コロナ前の水準への回復が見られる。また、業況判断ＤＩを見ても、日銀短観では、令和２年６月の▲31 から今年６月には＋２となっており、また、中小企業景況調査では、令和２年４～６月の▲66.7 から今年４～６月には▲19.4 となっているように、コロナ禍からの改善傾向が見られる。

ただし、「宿泊業，飲食サービス業」では、現在もコロナ禍の影響が見られ、今年１～３月期の売上高経常利益率は▲4.5%となっている。また、足下では、国内企業物価指数が９％を超える水準で推移している中で、多くの企業では十分な価

格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況にあると考えられる。

このように、企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。

エ　各ランクの引上げ額の目安

以上から、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第４表①②における賃金上昇率は、平成 14 年以降最大であるものの、当該結果には今年４月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること、②労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年４月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す 3.0％を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が 1000 円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。一方、③通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては 3.3％を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第４表における賃金上昇率はＤランクが高いものの、今年１～６月の消費者物価の上昇率は、Ａ・Ｂランクがやや高めに推移していること、②昨年度はＡランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたこと等も踏まえて全ランク同額としたが、今年度はＡランクにおいても足下では雇用情勢が改善していることから、Ａ・Ｂランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる。一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、Ａ・ＢランクとＣ・Ｄランクの目安額の差は１円とすることが適当であると考えられる。

オ　政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第９条第２項の３要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は４月以降に消費者物価が上昇したこともあり、結果として、この３要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とし

た。このため、今年度の目安額は、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金について、地域間格差にも配慮しつつ、引き上げていくためには、特に、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、政府に対し、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

さらに、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和３年 12 月）及び「取引適正化に向けた５つの取組」（令和４年２月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

カ　地方最低賃金審議会への期待等

目安小委員会の公益委員としては、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

また、今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

（２）生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第９条第３項及び平成 29 年全員協議会報告の３（２）に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

（３）最低賃金引上げの影響については、平成 29 年全員協議会報告の３（２）及び４（３）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

別添

参考資料

連合　春季賃上げ妥結状況

○　2022年の連合 春季生活闘争 第7回（最終）回答集計結果（2022年7月5日公表）では、賃上げ率は2.07%（中小賃上げ率は1.96%）となっている。

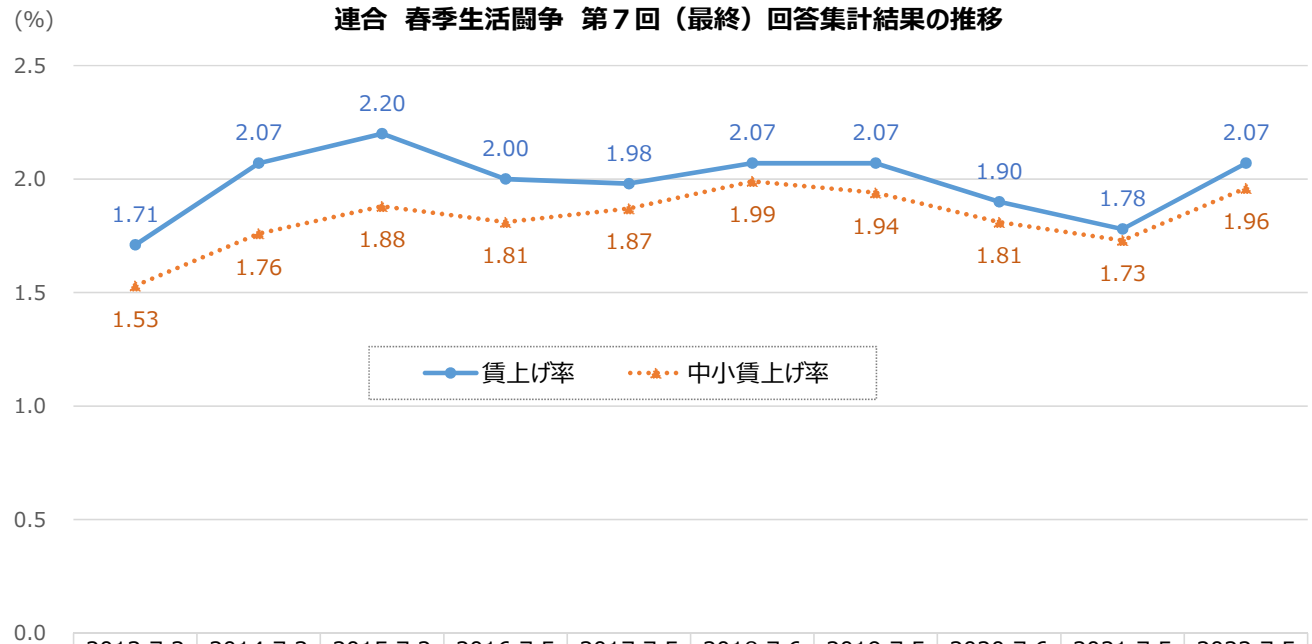

	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96

（資料出所）連合「2022春季生活闘争第７回（最終）回答集計結果」（2022年７月５日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連　春季賃上げ妥結状況

○　2022年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業2.27%（最終集計）、中小企業1.97%（第１回集計）となっている。

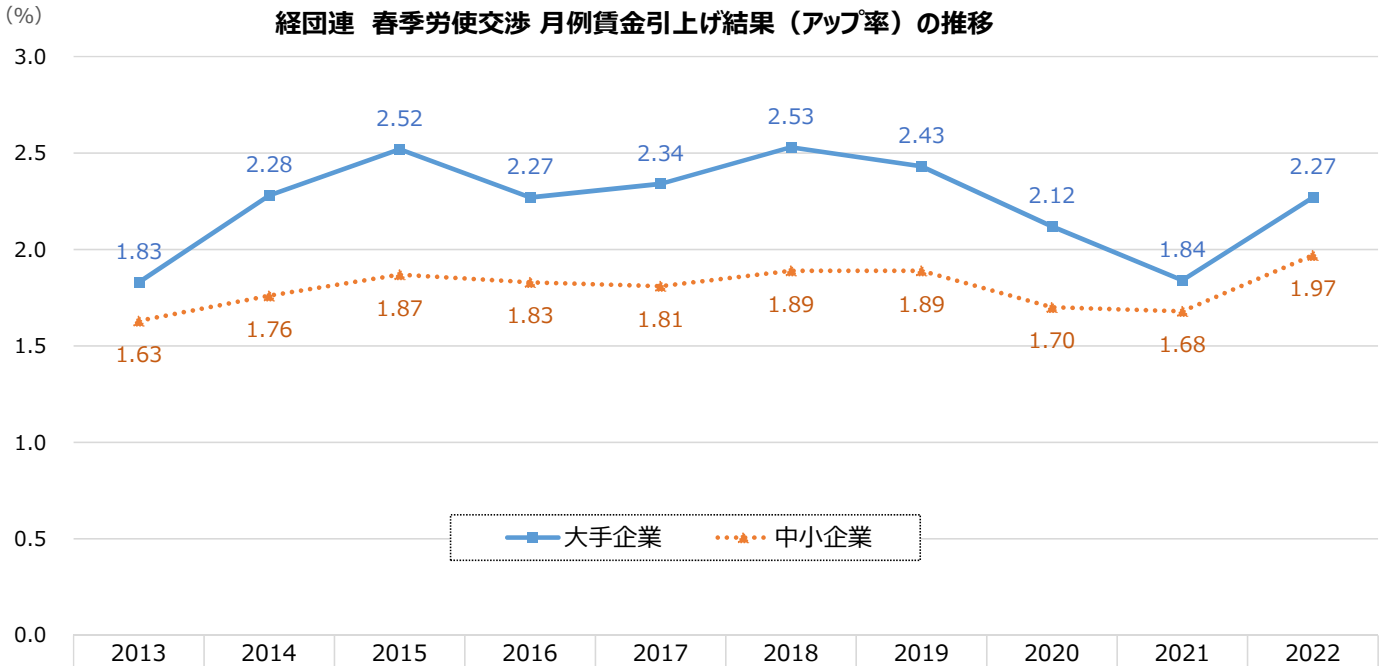

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.97

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2022年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
（注）　2021年までと2022年大手企業は最終集計結果、2022年中小企業は第１回集計結果

賃金改定状況調査結果第4表①

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、%）

性	ランク	産業計			製造業			卸売業，小売業			学術研究，専門・技術サービス業			宿泊業，飲食サービス業			生活関連サービス業，娯楽業			医療，福祉			サービス業（他に分類されないもの）		
		1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率
		R３年６月	R４年６月	R３年	R３年６月	R４年６月	R３年	R３年６月	R４年６月	R３年	R３年６月	R４年６月	R３年	R３年６月	R４年６月	R３年	R３年６月	R４年６月	R３年	R３年６月	R４年６月	R３年	R３年６月	R４年６月	R３年
男	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
男	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
女	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
計	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
男	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
男	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.5
男	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	-0.3
男	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
男	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
女	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
女	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
女	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	-0.2
女	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
女	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

賃金改定状況調査結果第4表②

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
一般パート計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
一般	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
パート	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

賃金改定状況調査結果第4表③

第４表③　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和３年６月と令和４年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性	就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
			１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
			Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
計		A	1,532	1,562	2.0	1.2	1,588	1,623	2.2	1.6	1,557	1,590	2.1	0.9	1,869	1,910	2.2	1.8	1,260	1,286	2.1	0.6	1,343	1,369	1.9	0.9	1,495	1,528	2.2	1.6	1,718	1,729	0.6	1.8
		B	1,351	1,378	2.0	1.1	1,452	1,482	2.1	1.0	1,317	1,339	1.7	1.0	1,492	1,520	1.9	-0.1	1,096	1,115	1.7	1.7	1,123	1,143	1.8	0.3	1,523	1,564	2.7	1.4	1,408	1,433	1.8	1.1
		C	1,268	1,293	2.0	1.0	1,268	1,293	2.0	1.6	1,307	1,335	2.1	1.0	1,469	1,504	2.4	1.2	1,026	1,034	0.8	0.9	1,137	1,160	2.0	0.5	1,341	1,372	2.3	1.3	1,372	1,401	2.1	0.4
		D	1,208	1,237	2.4	1.2	1,273	1,303	2.4	1.3	1,209	1,230	1.7	1.4	1,521	1,555	2.2	1.0	974	1,000	2.7	0.7	1,178	1,189	0.9	0.2	1,235	1,282	3.8	1.2	1,280	1,316	2.8	1.7
		計	1,379	1,408	2.1	1.1	1,437	1,467	2.1	1.4	1,387	1,415	2.0	1.0	1,672	1,708	2.2	1.2	1,122	1,142	1.8	0.9	1,223	1,244	1.7	0.6	1,421	1,457	2.5	1.5	1,498	1,520	1.5	1.3
男		A	1,769	1,801	1.8	1.4	1,819	1,857	2.1	1.6	1,767	1,798	1.8	1.0	2,039	2,087	2.4	2.0	1,392	1,417	1.8	0.3	1,535	1,580	2.9	1.7	1,817	1,840	1.3	4.1	1,907	1,920	0.7	2.0
		B	1,554	1,578	1.5	1.0	1,606	1,634	1.7	0.9	1,524	1,543	1.2	1.0	1,777	1,813	2.0	-0.7	1,278	1,295	1.3	2.4	1,304	1,321	1.3	-0.9	1,862	1,894	1.7	0.7	1,547	1,572	1.6	1.1
		C	1,464	1,486	1.5	1.0	1,462	1,485	1.6	1.8	1,500	1,527	1.8	1.0	1,731	1,766	2.0	0.5	1,154	1,152	-0.2	1.1	1,235	1,242	0.6	0.6	1,602	1,634	2.0	1.3	1,516	1,544	1.8	0.4
		D	1,388	1,418	2.2	1.3	1,425	1,456	2.2	1.2	1,368	1,391	1.7	1.7	1,718	1,751	1.9	0.4	1,137	1,185	4.2	1.3	1,302	1,318	1.2	-0.7	1,478	1,498	1.4	1.0	1,410	1,453	3.0	1.6
		計	1,593	1,620	1.7	1.2	1,632	1,663	1.9	1.5	1,587	1,613	1.6	1.1	1,881	1,922	2.2	0.9	1,276	1,297	1.6	1.0	1,383	1,409	1.9	0.5	1,734	1,761	1.6	2.4	1,656	1,679	1.4	1.4
女		A	1,355	1,385	2.2	0.9	1,205	1,232	2.2	1.8	1,351	1,386	2.6	0.8	1,716	1,751	2.0	1.6	1,196	1,223	2.3	0.6	1,245	1,261	1.3	0.4	1,450	1,484	2.3	1.1	1,442	1,451	0.6	1.5
		B	1,201	1,230	2.4	1.2	1,160	1,194	2.9	1.2	1,147	1,173	2.3	0.9	1,254	1,274	1.6	1.0	1,021	1,040	1.9	1.3	1,054	1,074	1.9	0.8	1,458	1,501	2.9	1.5	1,219	1,245	2.1	0.7
		C	1,133	1,160	2.4	1.0	1,018	1,047	2.8	1.2	1,135	1,164	2.6	1.0	1,230	1,265	2.8	2.9	976	988	1.2	0.8	1,093	1,123	2.7	0.4	1,303	1,335	2.5	1.3	1,127	1,158	2.8	0.5
		D	1,081	1,111	2.8	1.0	1,006	1,035	2.9	1.5	1,062	1,082	1.9	0.8	1,266	1,302	2.8	2.5	914	932	2.0	0.5	1,076	1,082	0.6	1.2	1,208	1,258	4.1	1.2	1,103	1,128	2.3	2.0
		計	1,225	1,254	2.4	1.0	1,119	1,148	2.6	1.5	1,204	1,233	2.4	0.9	1,477	1,509	2.2	1.8	1,055	1,075	1.9	0.8	1,142	1,161	1.7	0.6	1,375	1,413	2.8	1.2	1,265	1,285	1.6	1.3
一般		A	1,745	1,779	1.9	1.5	1,749	1,788	2.2	1.7	1,787	1,828	2.3	1.1	1,945	1,989	2.3	2.0	1,534	1,559	1.6	-0.2	1,541	1,576	2.3	1.6	1,590	1,618	1.8	2.4	1,891	1,900	0.5	2.1
		B	1,541	1,572	2.0	1.2	1,559	1,590	2.0	0.9	1,525	1,548	1.5	1.0	1,601	1,635	2.1	-0.4	1,376	1,391	1.1	2.9	1,287	1,312	1.9	0.0	1,651	1,704	3.2	1.9	1,540	1,569	1.9	0.7
		C	1,428	1,456	2.0	1.1	1,364	1,388	1.8	1.8	1,493	1,522	1.9	1.1	1,568	1,607	2.5	1.4	1,260	1,255	-0.4	1.3	1,276	1,312	2.8	0.9	1,424	1,461	2.6	1.3	1,482	1,511	2.0	0.4
		D	1,330	1,365	2.6	1.5	1,348	1,381	2.4	1.7	1,341	1,369	2.1	1.5	1,596	1,632	2.3	0.7	1,120	1,166	4.1	1.3	1,256	1,263	0.6	1.0	1,310	1,359	3.7	1.6	1,342	1,379	2.8	1.7
		計	1,555	1,587	2.1	1.3	1,554	1,587	2.1	1.5	1,584	1,617	2.1	1.1	1,764	1,804	2.3	1.3	1,361	1,382	1.5	1.2	1,382	1,410	2.0	1.0	1,503	1,543	2.7	1.9	1,624	1,647	1.4	1.3
パート		A	1,230	1,255	2.0	0.8	1,140	1,163	2.0	1.3	1,190	1,211	1.8	0.4	1,450	1,474	1.7	0.1	1,150	1,177	2.3	0.8	1,085	1,097	1.1	0.1	1,415	1,451	2.5	1.0	1,254	1,271	1.4	1.0
		B	1,069	1,088	1.8	0.9	1,070	1,094	2.2	1.0	1,037	1,059	2.1	0.9	1,179	1,187	0.7	1.3	994	1,013	1.9	0.9	975	990	1.5	0.4	1,292	1,312	1.5	0.6	1,096	1,109	1.2	2.1
		C	1,011	1,032	2.1	0.7	975	1,003	2.9	0.6	1,007	1,034	2.7	0.8	1,060	1,077	1.6	0.7	946	958	1.3	0.5	961	968	0.7	0.1	1,177	1,199	1.9	1.3	1,038	1,067	2.8	1.1
		D	974	993	2.0	0.3	989	1,005	1.6	-0.7	975	985	1.0	0.8	1,043	1,065	2.1	2.9	900	916	1.8	0.4	1,019	1,037	1.8	-1.4	1,054	1,098	4.2	0.1	1,034	1,065	3.0	1.4
		計	1,108	1,131	2.1	0.7	1,067	1,091	2.2	0.9	1,077	1,098	1.9	0.7	1,251	1,269	1.4	0.8	1,027	1,047	1.9	0.8	1,020	1,033	1.3	0.0	1,305	1,337	2.5	0.9	1,138	1,159	1.8	1.3

（資料注）第４表①、②の集計労働者30,533人のうち、本表の集計対象となる令和３年６月と令和４年６月の両方に在籍していた労働者は25,609人（83.9%）。

消費者物価指数の指標

○　消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※　家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ＆A（回答）」、 総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today　No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年４月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○　2022年６月の消費者物価指数の「総合」は＋2.4%、「生鮮食品を除く総合」は＋2.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は＋1.0%、「持家の帰属家賃を除く総合」は＋2.8%となっている（いずれも対前年同月比）。

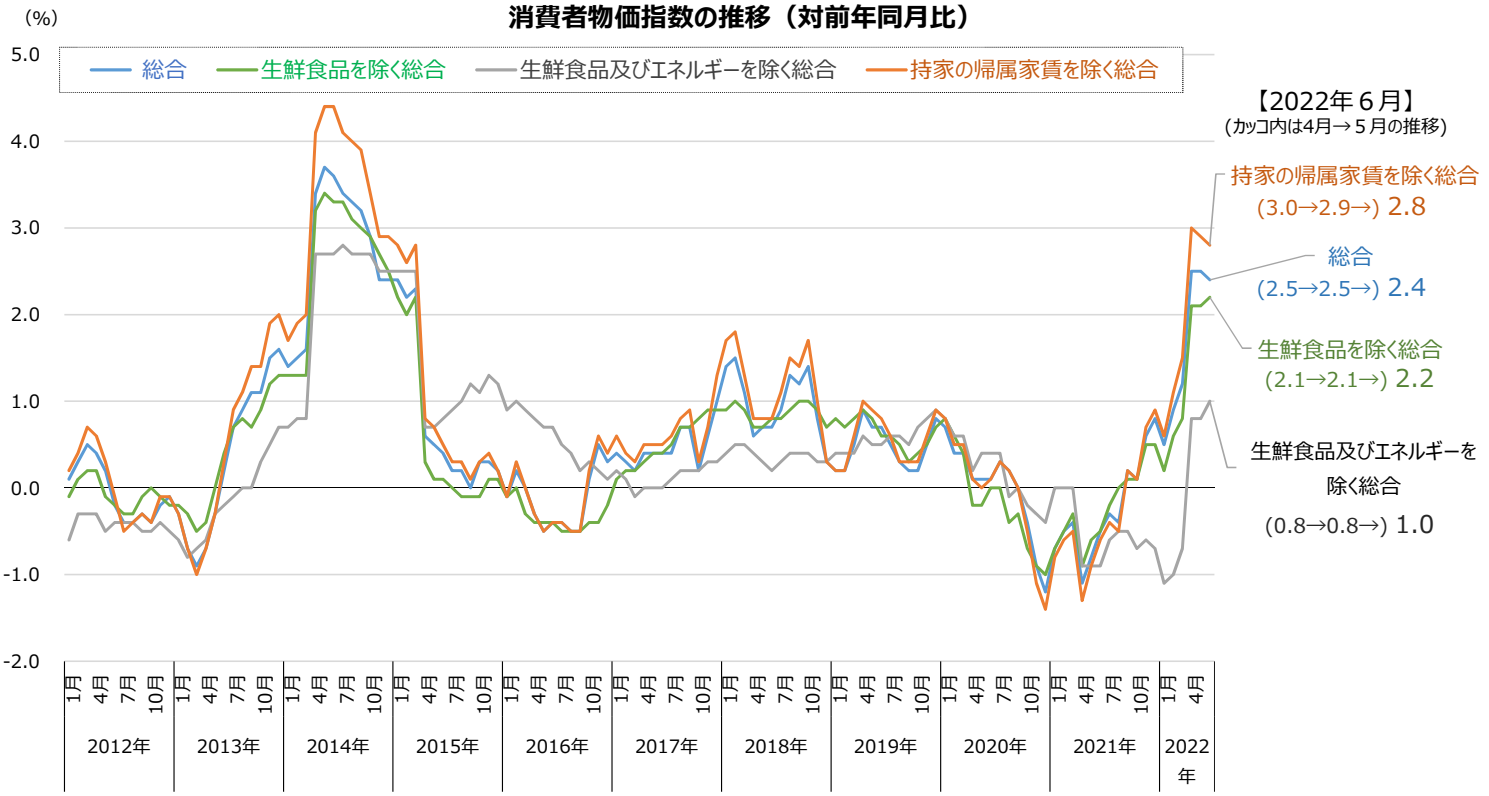

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2022年６月では、「基礎的支出項目」は＋4.4%である一方、「選択的支出項目」は＋0.2%となっている。

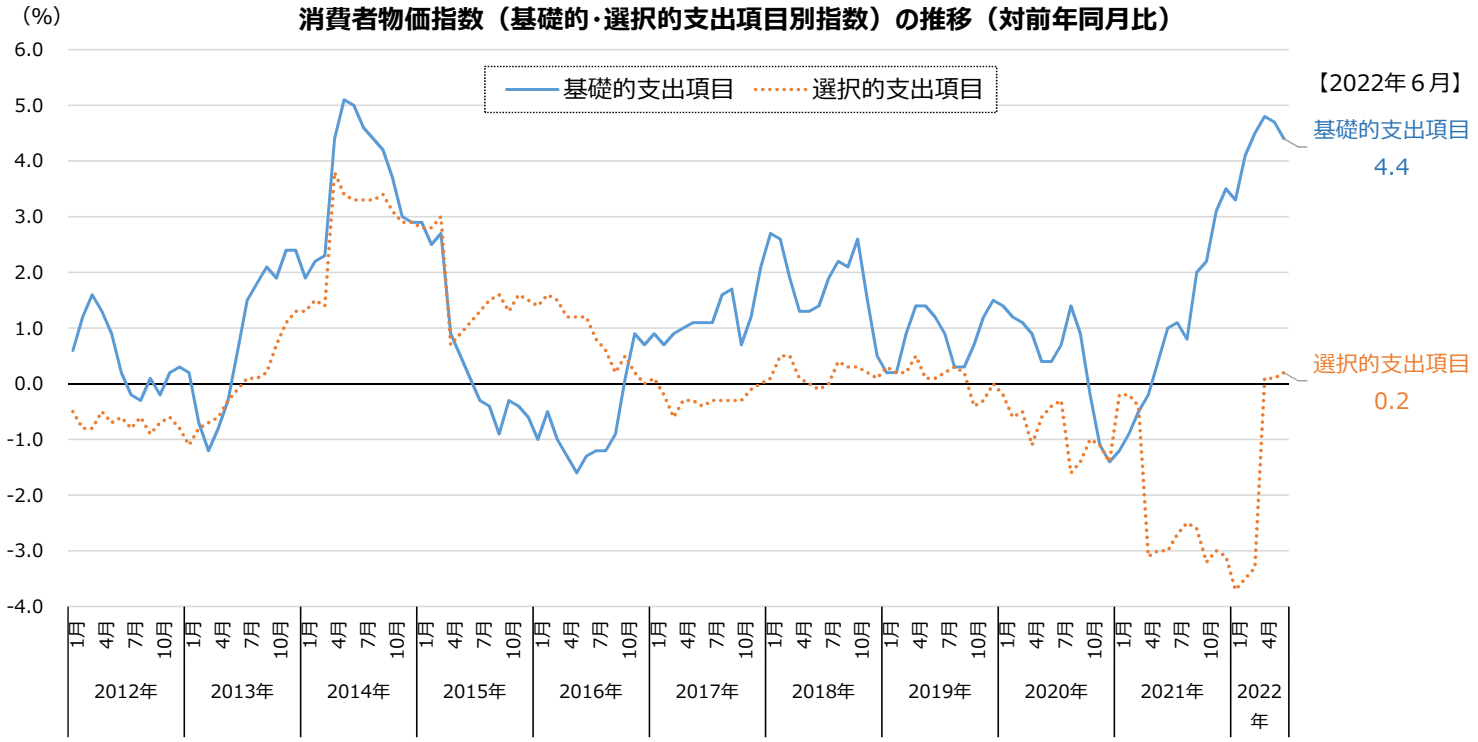

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
２．支出弾力性とは、消費支出総額が１%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
３．基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年４～６月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。

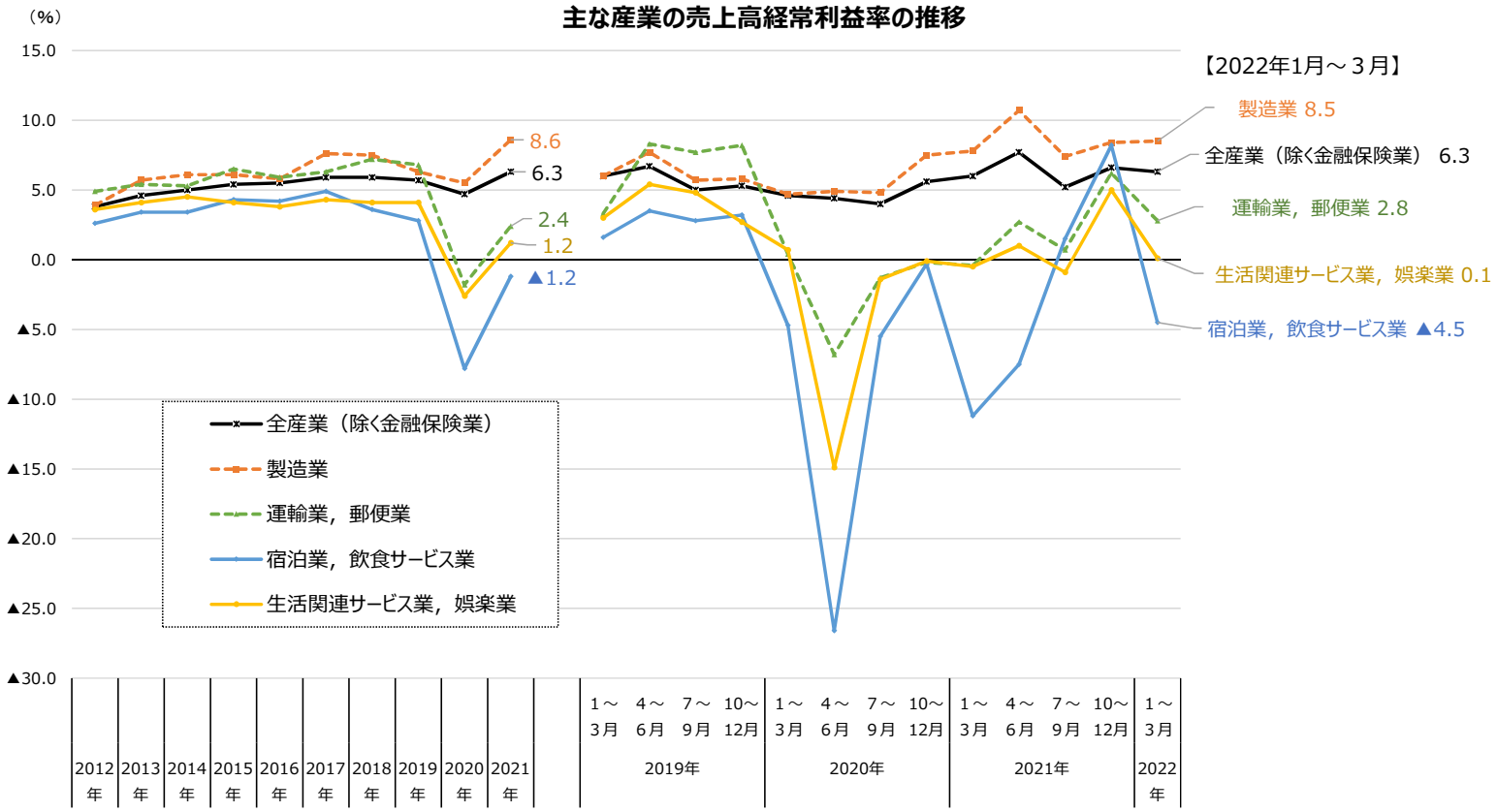

（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注）１．資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
２．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

（参考）売上高経常利益率の推移（詳細）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年					2021年					2022年
								1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全産業（除く金融保険業）	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3
製造業	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.5
非製造業	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.4
農林水産業	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	24.4
建設業	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	7.9
電気業	▲6.8	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲2.5
ガス・熱供給・水道業	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	8.6
情報通信業	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	9.0
運輸業、郵便業	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	2.8
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.3
不動産業、物品賃貸業	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.2
サービス業	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	9.0
宿泊業、飲食サービス業	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	▲4.5
生活関連サービス業、娯楽業	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	19.9
教育、学習支援業	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8
医療、福祉業	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	3.2
職業紹介・労働者派遣業	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.5
その他のサービス業	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	7.7

（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注）１．資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
　　２．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○　日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業，飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

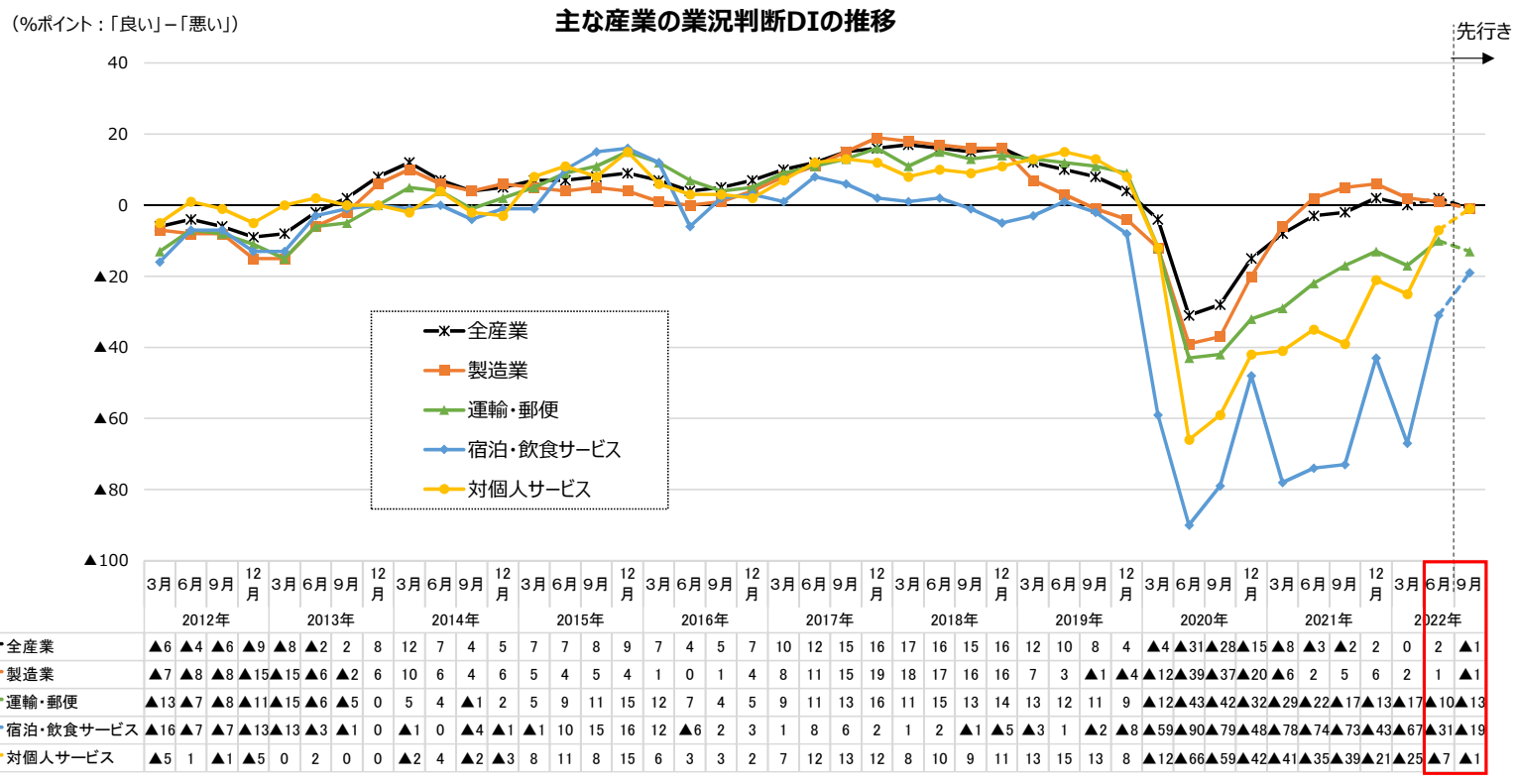

	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月
	2012年				2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年		
全産業	▲6	▲4	▲6	▲9	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	▲1
製造業	▲7	▲8	▲8	▲15	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	▲1
運輸・郵便	▲13	▲7	▲8	▲11	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲13
宿泊・飲食サービス	▲16	▲7	▲7	▲13	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲19
対個人サービス	▲5	1	▲1	▲5	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲1

（資料出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
（注）１．調査対象は、資本金２千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業，純粋持株会社」を除く）。
　　２．2022年９月の数値は、2022年６月調査による「先行き（３か月後）の状況」の数値。
　　３．「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

中小企業景況調査による業況判断DIの推移

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	令和元年			令和２年				令和３年				令和４年	
	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月
合計	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4
製造業	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6
建設業	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6
卸売業	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5
小売業	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0
サービス業	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2

資料出所　中小企業庁「中小企業景況調査」

（注）１　本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約１万９千社）である。
製造業、建設業：資本金３億円以下又は従業員３００人以下　卸売業：資本金１億円以下又は従業員１００人以下
小売業：資本金５千万円以下又は従業員５０人以下　サービス業：資本金５千万円以下又は従業員１００人以下
２　「ＤＩ」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

12

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○　国内企業物価指数については、2022年に入ってから前年同月比で9%を超える水準で推移している。

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注）　2022年６月は速報値。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：%）

区分＼年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	（参考）令和4年1月～6月の各ランクの平均
全　国	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	0.6	1.1	1.5	3.0	2.9	2.8	
Aランク	△ 0.1	0.4	3.1	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	0.4	1.0	1.3	3.0	2.9	2.7	1.88
Bランク	0.0	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	0.0	△ 0.4	0.5	1.0	1.4	2.8	2.7	2.5	1.82
Cランク	△ 0.1	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.2	0.4	0.8	1.2	2.7	2.7	2.7	1.75
Dランク	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	0.3	0.7	1.1	2.9	2.8	2.8	1.77

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）1　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3　各ランクは、各年における適用ランクである。

ランク別完全失業率の推移

○　ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、足下では一時期に比べて改善している。

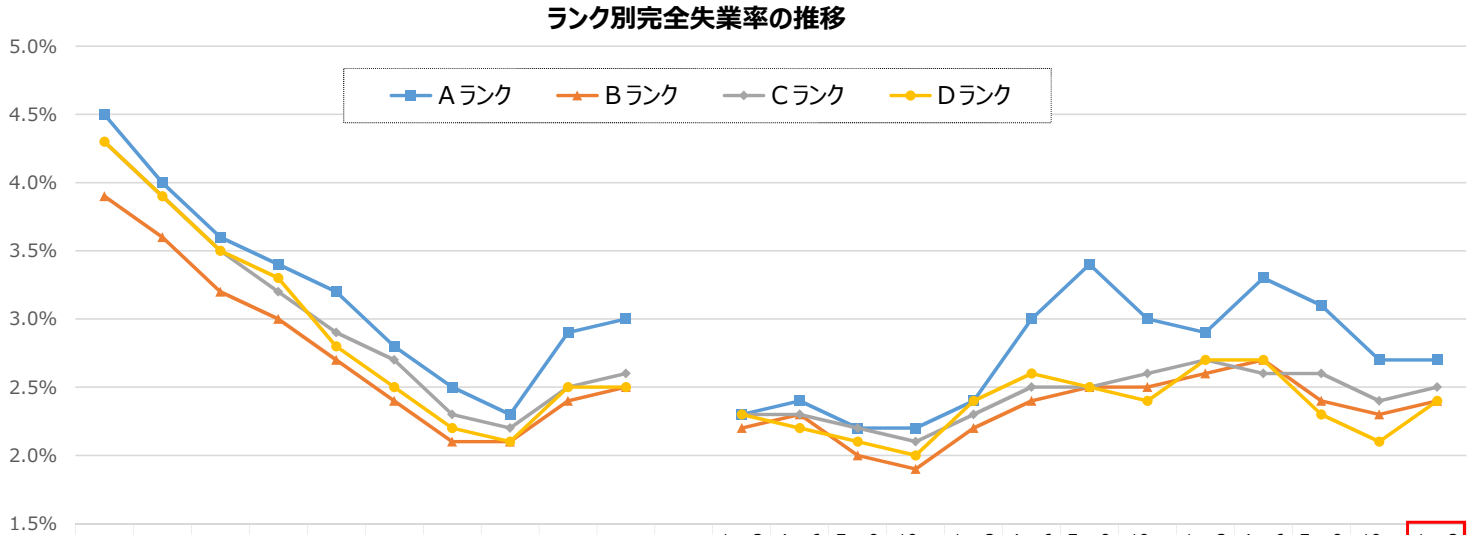

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2019年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2020年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2021年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2022年 1～3月
Aランク	4.5%	4.0%	3.6%	3.4%	3.2%	2.8%	2.5%	2.3%	2.9%	3.0%	2.3%	2.4%	2.2%	2.2%	2.4%	3.0%	3.4%	3.0%	2.9%	3.3%	3.1%	2.7%	2.7%
Bランク	3.9%	3.6%	3.2%	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	2.1%	2.4%	2.5%	2.2%	2.3%	2.0%	1.9%	2.2%	2.4%	2.5%	2.5%	2.6%	2.7%	2.4%	2.3%	2.4%
Cランク	4.3%	3.9%	3.5%	3.2%	2.9%	2.7%	2.3%	2.2%	2.5%	2.6%	2.3%	2.3%	2.2%	2.1%	2.3%	2.5%	2.5%	2.6%	2.7%	2.6%	2.6%	2.4%	2.5%
Dランク	4.3%	3.9%	3.5%	3.3%	2.8%	2.5%	2.2%	2.1%	2.5%	2.5%	2.3%	2.2%	2.1%	2.0%	2.4%	2.6%	2.5%	2.4%	2.7%	2.7%	2.3%	2.1%	2.4%

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）1．モデル推計による都道府県別結果。
2．各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善傾向が続いている。
○ Aランクでは他のランクに比べて回復が遅れているが、足下では改善の動きがみられる。

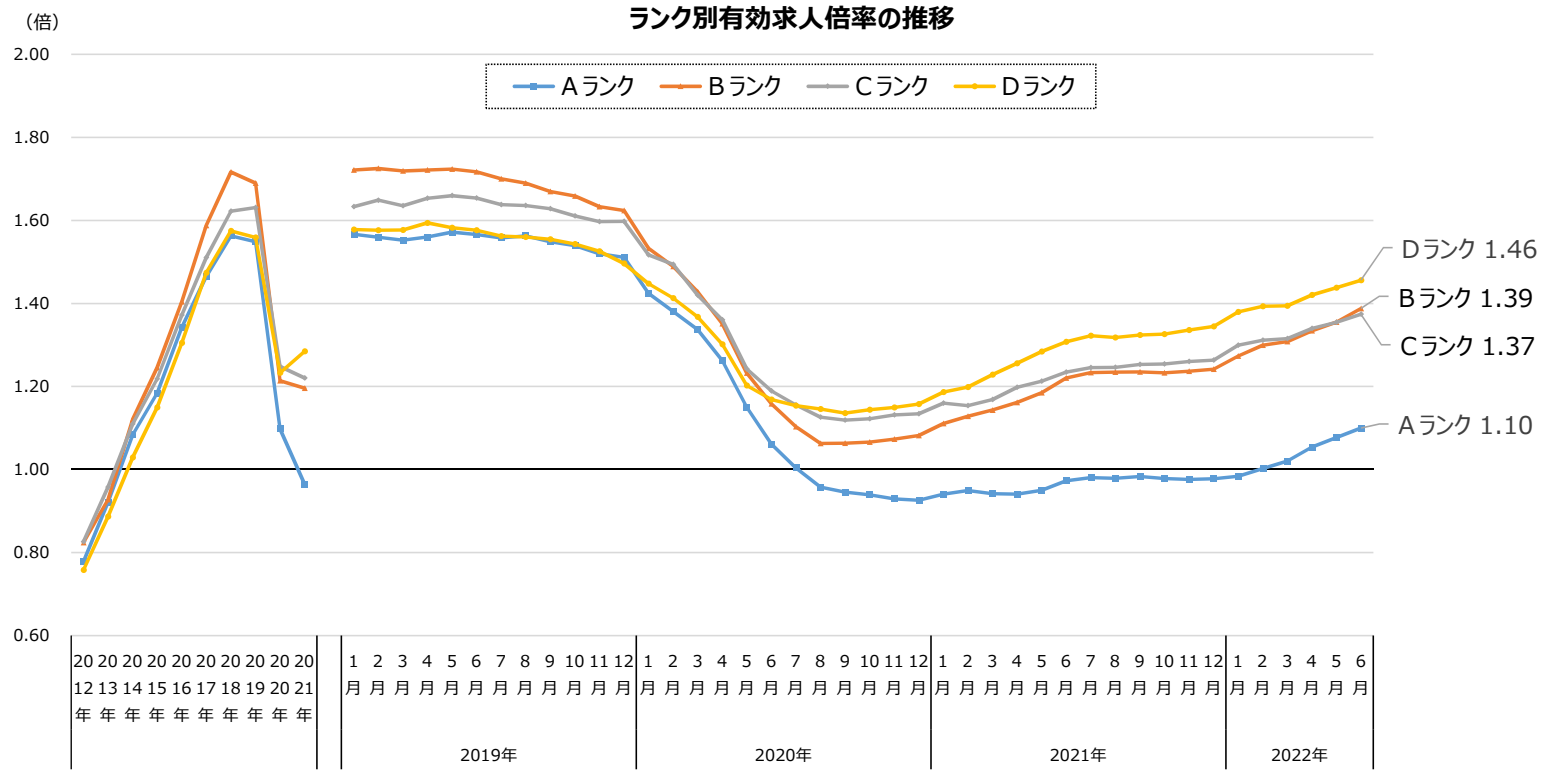

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）1．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2．月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年４月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、足下では、最も改善が遅れているAランクでも2020年１月の水準を概ね回復している。

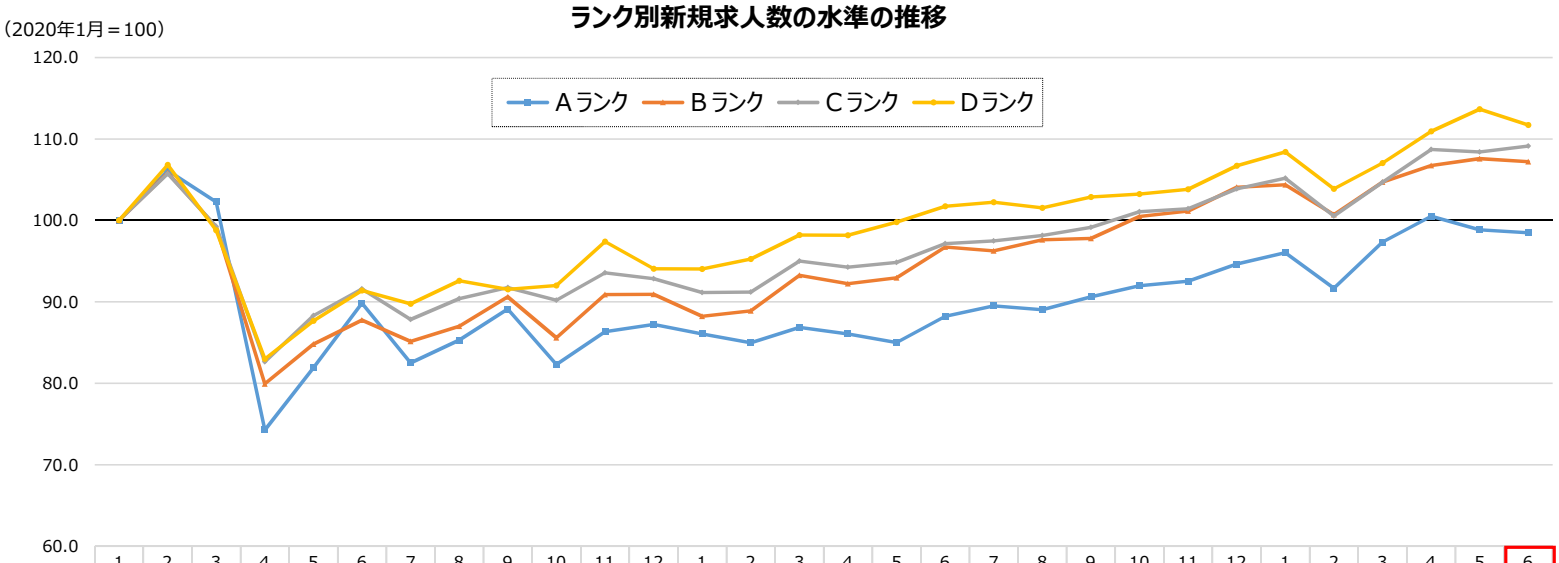

	2020年												2021年												2022年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
Aランク	100.0	106.1	102.3	74.3	81.9	89.9	82.5	85.3	89.1	82.3	86.3	87.2	86.1	85.0	86.9	86.1	85.0	88.2	89.5	89.0	90.6	92.0	92.5	94.7	96.0	91.7	97.4	100.5	98.9	98.5
Bランク	100.0	105.8	99.2	79.9	84.8	87.8	85.1	87.0	90.6	85.6	90.9	90.9	88.2	88.9	93.3	92.2	93.0	96.7	96.2	97.6	97.8	100.5	101.2	104.1	104.4	100.7	104.7	106.7	107.6	107.2
Cランク	100.0	105.7	99.3	82.6	88.3	91.6	87.8	90.4	91.8	90.2	93.6	92.9	91.2	91.2	95.0	94.3	94.9	97.1	97.5	98.2	99.2	101.1	101.4	103.9	105.2	100.5	104.7	108.7	108.4	109.1
Dランク	100.0	106.8	98.8	83.0	87.7	91.4	89.8	92.6	91.5	92.0	97.4	94.1	94.0	95.3	98.2	98.2	99.8	101.7	102.2	101.5	102.9	103.2	103.8	106.7	108.4	103.9	107.1	110.9	113.7	111.7

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）1．2020年1月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。
2．各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

2022 年 8 月 2 日

2022 年度地域別最低賃金改定の目安に関する談話

日本労働組合総連合会
事務局長　清水　秀行

１．公労使が議論を尽くし、労働条件改善に資する目安が示されたことは評価する

8 月 1 日、中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会（委員長：藤村博之 法政大学大学院教授）は、Ａランク 31 円、Ｂランク 31 円、Ｃランク 30 円、Ｄランク 30 円とする 2022 年度の地域別最低賃金改定の目安をまとめた。

本年度の目安は、現下の情勢をしっかりと踏まえ公労使三者が真摯に議論を尽くした結果と受け止める。また、過去最高となる目安の水準については、最低賃金近傍で働く者の労働条件改善に資するものと評価したい。

２．「誰もが時給 1,000 円」の実現に向けて継続的な引き上げを

本年度の目安審議において労働側は、①日本経済の自律的成長のためには「人への投資」が不可欠であり、そのためには最低賃金の引き上げが必要であること、②春季生活闘争で実現した賃上げの広がりと底上げの流れを最低賃金引き上げにつなげるべきこと、③急激な物価上昇が働く者の生活を圧迫していることを踏まえた引き上げが必要であることなどを主張した。

これら労働側の主張は一定受け入れられ、連合がめざす「誰もが時給 1,000 円」に一歩前進する目安が示された。ただし、依然としてナショナルミニマム水準として十分とは言えず、今後もさらなる、かつ継続的な引き上げが必要である。

３．地域間の「額差」改善に向けた地方審議を強く期待

労働側は、最低賃金の地域間格差が隣県や都市部への労働力流出の一因となっているとの認識に立ち、最高額と最低額の「額差」改善につながる目安を示すべきと主張した。目安段階では、最高額に対する最低額の割合の改善が見込めるものの、「額差」改善の目安を示すには至らなかった。今後行われる地方最低賃金審議会の審議において、「額差」改善に向けた真摯な議論が行われることを強く期待する。

４．目安を十分に参酌した引き上げと早期発効に取り組む

地域別最低賃金は、集団的労使関係のない職場を含めた社会全体の賃金を底支えする重要な役割を果たしている。連合はこの重要性を改めて認識した上で、今後の地方審議において、目安を十分に参酌した引き上げと早期発効に向けて全力で取り組んでいく。

以　上

2022年度地域別最低賃金金額改正状況

連合　労働条件局
03-5295-0517

ランク	都道府県名	2021年度最低賃金額 時間額	2022年度改定最低賃金額 時間額	引上げ額	率	2022年度決定状況 専門部会決定日	6条5項	採決	審議会結審日	採決	指定発	発効日
A	東京	1041	1072	31	2.98%	8月5日		☆	8月5日	☆	指	10月1日
	神奈川	1040	1071	31	2.98%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	大阪	992	1023	31	3.13%	8月4日	有	○	ー	ー		10月1日
	埼玉	956	987	31	3.24%	8月5日		○	8月5日	○	指	10月1日
	愛知	955	986	31	3.25%	8月4日		○	8月4日	○	指	10月1日
	千葉	953	984	31	3.25%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
B	京都	937	968	31	3.31%	8月8日		●	8月10日	●		10月9日
	兵庫	928	960	32	3.45%	8月5日	有	○	ー	ー	指	10月1日
	静岡	913	944	31	3.40%	8月5日		●	8月9日	●		10月5日
	三重	902	933	31	3.44%	8月4日		●	8月5日	●		10月1日
	広島	899	930	31	3.45%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	滋賀	896	927	31	3.46%	8月5日		●	8月10日	●		10月6日
	栃木	882	913	31	3.51%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
	茨城	879	911	32	3.64%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	富山	877	908	31	3.53%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	長野	877	908	31	3.53%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	山梨	866	898	32	3.70%	8月12日		●	8月23日	●		10月20日
C	北海道	889	920	31	3.49%	8月5日		●	8月8日	●		10月2日
	岐阜	880	910	30	3.41%	8月5日		☆	8月5日	△☆	指	10月1日
	福岡	870	900	30	3.45%	8月12日		●	8月12日	●		10月8日
	奈良	866	896	30	3.46%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	群馬	865	895	30	3.47%	8月12日	有	○	ー	ー		10月8日
	岡山	862	892	30	3.48%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
	石川	861	891	30	3.48%	8月12日	有	○	ー	ー		10月8日
	新潟	859	890	31	3.61%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	和歌山	859	889	30	3.49%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
	福井	858	888	30	3.50%	8月8日		☆	8月8日	☆		10月2日
	山口	857	888	31	3.62%	8月12日		●	8月17日	●		10月13日
	宮城	853	883	30	3.52%	8月5日	有	○	ー	ー		10月1日
	香川	848	878	30	3.54%	8月5日		▲	8月5日	▲	指	10月1日
	徳島	824	855	31	3.76%	8月10日		○	8月10日	○		10月6日
D	福島	828	858	30	3.62%	8月5日		○	8月10日	○	指	10月6日
	島根	824	857	33	4.00%	8月9日		●	8月9日	●		10月5日
	岩手	821	854	33	4.02%	8月22日		●	8月23日	●		10月20日
	山形	822	854	32	3.89%	8月9日		●	8月10日	●		10月6日
	鳥取	821	854	33	4.02%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日
	大分	822	854	32	3.89%	8月9日		●	8月9日	●	指	10月5日
	青森	822	853	31	3.77%	8月9日		●	8月9日	●		10月5日
	秋田	822	853	31	3.77%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
	愛媛	821	853	32	3.90%	8月9日		●	8月9日	●		10月5日
	高知	820	853	33	4.02%	8月15日		●	8月15日	●		10月9日
	佐賀	821	853	32	3.90%	8月8日		●	8月8日	●	指	10月2日
	長崎	821	853	32	3.90%	8月12日		●	8月12日	●	指	10月8日
	熊本	821	853	32	3.90%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
	宮崎	821	853	32	3.90%	8月10日		●	8月10日	●	指	10月6日
	鹿児島	821	853	32	3.90%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日
	沖縄	820	853	33	4.02%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日
	加重平均	930	961	31	3.33%							

※ 決定状況表ヵ○:全会一致 ●:使用者側反対 ▲:労働者側反対 ☆:使用者側一部反対 △:労働者側一部反対 ★:使用者側一部棄権
■:使用者側退席 ◆:労働者側退席 □:使用者側一部退席 ◇:労働者側一部退席 ▽:労働者側一部棄権

※ 加重平均は、厚生労働省発表による

連合リビングウェイジ2022簡易改定版総括表（暫定版）

2022/10/12

世帯構成	単身成人	2人（成人・保育児）	2人（成人男女）	3人（成人・中学生・小学生）	3人（成人男女・小学生）	4人（成人男女・小学生2人）	4人（成人男女・高校生・中学生）
住居間取り	1K	1DK	1DK	2DK	2DK	3DK	3DK
１．食料費	36,370	46,488	68,928	76,645	85,372	91,911	114,008
内食費	17,140	22,282	34,280	47,992	46,278	49,535	61,190
昼食代	10,442	10,442	20,884	10,442	20,884	20,884	31,325
外食費	3,494	5,823	5,823	8,153	8,153	9,317	9,317
し好食費	5,294	7,941	7,941	10,058	10,058	12,175	12,175
２．住居費	49,586	51,681	51,681	54,825	54,825	74,944	74,944
家賃・管理費・更新料	49,250	51,346	51,346	54,490	54,490	74,609	74,609
住宅保険料	335	335	335	335	335	335	335
３．光熱・水道費	8,982	17,506	17,506	20,555	20,555	24,391	24,391
電気代	3,798	7,578	7,578	8,525	8,525	9,811	9,811
ガス代	3,327	5,577	5,577	6,298	6,298	6,874	6,874
上下水道費	1,856	4,350	4,350	5,732	5,732	7,706	7,706
４．家具・家事用品	3,100	6,220	6,565	7,462	7,745	8,859	8,859
耐久消費財	984	3,001	3,121	3,001	3,121	3,476	3,476
室内装備品・照明器具・寝具類	719	1,250	1,422	1,769	1,940	2,431	2,431
台所・調理用品・食器	454	776	773	868	859	933	933
玄関・洗濯・裁縫・掃除・風呂用品	327	426	481	638	638	736	736
消耗品	616	768	768	1,186	1,186	1,282	1,282
５．被服・履物費	9,351	11,975	18,145	16,700	20,809	23,473	27,516
被服費	4,484	6,241	8,306	8,442	10,063	11,820	12,709
衣料小物	1,482	1,895	3,221	2,671	3,674	4,127	4,692
履き物	2,147	2,539	4,403	3,658	4,795	5,188	6,640
クリーニング代	1,238	1,300	2,215	1,929	2,277	2,338	3,474
６．保健・医療費	12,860	14,976	21,558	27,724	27,889	34,160	38,258
医薬品	749	1,094	1,094	1,360	1,360	1,592	1,592
医療器具	1,830	2,040	2,762	3,837	3,473	4,184	5,152
理美容用品	4,888	5,249	6,916	8,548	7,977	9,011	12,142
医療費	3,093	3,093	6,186	9,280	9,280	12,373	12,373
医療保険料	2,300	3,500	4,600	4,700	5,800	7,000	7,000
７．交通・通信費	8,498	8,684	13,620	16,233	16,233	18,332	24,379
交通費	2,800	2,800	5,600	7,000	7,000	8,400	11,200
郵便費	186	372	372	558	558	744	744
通信費	5,512	5,512	7,649	8,675	8,675	9,188	12,435
８．教育費	0	6,172	0	24,229	8,965	17,929	36,672
高等学校	0	0	0	0	0	0	21,407
中学校	0	0	0	15,265	0	0	15,265
小学校	0	0	0	8,965	8,965	17,929	0
保育施設	0	6,172	0	0	0	0	0
９．教養娯楽費	8,620	15,292	18,716	21,726	22,097	25,478	29,792
教養娯楽耐久財	1,821	2,620	2,364	3,177	3,037	3,710	3,731
家庭教養文房具	200	200	200	200	200	200	200
情報料	1,235	5,421	5,421	5,421	5,421	5,421	5,421
帰省費	2,555	2,555	5,110	5,621	6,132	7,153	9,197
レジャー費	2,811	4,497	5,622	7,308	7,308	8,994	11,243
10．その他	13,790	13,790	20,482	16,832	21,496	22,510	25,856
社会的交際費	7,098	7,098	7,098	7,098	7,098	7,098	7,098
小遣い（成人）	6,692	6,692	13,384	6,692	13,384	13,384	13,384
小遣い（成人以外）	0	0	0	3,042	1,014	2,028	5,374
月間消費支出計	151,155	192,785	237,202	282,931	285,986	341,988	404,676
（自動車保有の場合）	190,632	232,262	276,679	322,407	325,463	381,464	444,153
児童手当受給額	0	10,000	0	20,000	10,000	20,000	10,000
月間必要生計費	151,155	182,785	237,202	262,931	275,986	321,988	394,676
（自動車保有の場合）	190,632	222,262	276,679	302,407	315,463	361,464	434,153
年間必要生計費	1,813,863	2,193,418	2,846,424	3,155,166	3,311,832	3,863,853	4,736,110
（自動車保有の場合）	2,287,584	2,667,139	3,320,145	3,628,887	3,785,553	4,337,574	5,209,830

2022簡易改定版連合リビングウェイジ

ＬＷ年額	2,258,610	2,679,567	3,594,878	3,925,807	4,224,631	4,958,250	6,109,255
（自動車保有の場合）	2,870,922	3,308,328	4,233,990	4,565,120	4,864,883	5,621,885	6,783,044
ＬＷ月額	188,217	223,297	299,573	327,151	352,053	413,187	509,105
（自動車保有の場合）	239,243	275,694	352,832	380,427	405,407	468,490	565,254
ＬＷ時間額（月165ｈ）	1,141	1,353	1,816	1,983	2,134	2,504	3,085
（自動車保有の場合）	1,450	1,671	2,138	2,306	2,457	2,839	3,426

※LW時間額＝LW月額/165時間（2021「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均）
※成人はいずれも勤労者を想定
※2人（成人男女）世帯はいずれも勤労者を想定。ただしLW時間額は世帯として必要な時間額であることに留意
※成人・高校生・中学生について男女の別の記載がない構成員区分については、女性の数値を用いた

2022簡易改定LWと2022地域別最低賃金との比較（暫定版）

2022/11/2

		2022簡易改定LW			同自動車保有の場合			⑤2022地域別最低賃金	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外*3	住居費*4
		②/165h（円）	（円）	⑤/①	④/165h（円）	（円）	⑤/③	（円）	さいたま市＝100	
地賃A	東京	1,230	203,000	87.2	1,545	255,000	69.4	1,072	101.7	125.6
	神奈川	1,170	193,000	91.5	1,485	245,000	72.1	1,071	101.4	106.1
	大阪	1,100	181,000	93.0	1,400	231,000	73.1	1,023	98.8	88.3
	埼玉	1,110	183,000	88.9	1,412	233,000	69.9	987	98.9	92.5
	愛知	1,070	176,000	92.1	1,370	226,000	72.0	986	97.4	82.7
	千葉	1,110	183,000	88.6	1,412	233,000	69.7	984	99.2	91.0
地賃B	京都	1,100	182,000	88.0	1,412	233,000	68.5	968	100.0	87.6
	兵庫	1,100	181,000	87.3	1,400	231,000	68.6	960	98.8	88.4
	静岡	1,060	175,000	89.1	1,364	225,000	69.2	944	97.7	79.0
	三重	1,040	172,000	89.7	1,352	223,000	69.0	933	98.6	71.8
	広島	1,050	174,000	88.6	1,358	224,000	68.5	930	98.2	76.0
	滋賀	1,070	176,000	86.6	1,376	227,000	67.4	927	99.3	77.3
	栃木	1,040	171,000	87.8	1,339	221,000	68.2	913	97.6	71.5
	茨城	1,030	170,000	88.4	1,333	220,000	68.3	911	97.2	71.5
	富山	1,030	170,000	88.2	1,333	220,000	68.1	908	98.2	68.9
	長野	1,020	169,000	89.0	1,321	218,000	68.7	908	96.9	68.9
	山梨	1,020	169,000	88.0	1,321	218,000	68.0	898	97.3	68.1
地賃C	北海道	1,050	173,000	87.6	1,358	224,000	67.8	920	100.7	66.7
	岐阜	1,030	170,000	88.3	1,327	219,000	68.6	910	96.9	71.0
	福岡	1,050	173,000	85.7	1,352	223,000	66.6	900	97.5	76.3
	奈良	1,050	173,000	85.3	1,352	223,000	66.3	896	97.0	77.7
	群馬	1,010	167,000	88.6	1,309	216,000	68.4	895	96.2	67.7
	岡山	1,040	172,000	85.8	1,339	221,000	66.6	892	97.4	73.5
	石川	1,050	174,000	84.9	1,364	225,000	65.3	891	99.7	72.5
	新潟	1,030	170,000	86.4	1,333	220,000	66.8	890	97.5	71.1
	和歌山	1,040	171,000	85.5	1,345	222,000	66.1	889	99.2	67.8
	福井	1,040	171,000	85.4	1,339	221,000	66.3	888	98.9	68.2
	山口	1,020	169,000	87.1	1,333	220,000	66.6	888	99.7	62.8
	宮城	1,060	175,000	83.3	1,364	225,000	64.8	883	98.6	77.1
	香川	1,040	172,000	84.4	1,352	223,000	65.0	878	98.6	71.5
	徳島	1,040	171,000	82.2	1,345	222,000	63.5	855	99.5	66.7
地賃D	福島	1,030	170,000	83.3	1,339	221,000	64.1	858	99.0	66.8
	青森	1,010	167,000	84.5	1,315	217,000	64.9	853	97.9	62.3
	岩手	1,020	169,000	83.7	1,333	220,000	64.1	854	99.0	65.0
	秋田	1,010	167,000	84.5	1,315	217,000	64.9	853	97.9	62.9
	山形	1,050	173,000	81.3	1,358	224,000	62.9	854	100.2	68.0
	鳥取	1,020	168,000	83.7	1,321	218,000	64.6	854	98.1	64.0
	島根	1,030	170,000	83.2	1,339	221,000	64.0	857	99.6	64.5
	愛媛	1,020	169,000	83.6	1,327	219,000	64.3	853	98.0	65.9
	高知	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	99.4	64.2
	佐賀	1,020	169,000	83.6	1,327	219,000	64.3	853	98.1	67.1
	長崎	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	98.9	65.8
	熊本	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	98.8	65.9
	大分	1,020	168,000	83.7	1,321	218,000	64.6	854	97.9	65.6
	宮崎	990	163,000	86.2	1,285	212,000	66.4	853	96.1	60.4
	鹿児島	990	164,000	86.2	1,297	214,000	65.8	853	96.7	61.1
	沖縄	1,050	173,000	81.2	1,352	223,000	63.1	853	98.9	72.4

*1 ①③時間額は、それぞれ②④月額を「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省,2021）所定内実労働時間数全国平均（165時間）で除し、10円未満は四捨五入した

*2 さいたま市のリビングウェイジ（成人単身）を住居費（49,586円）と住居費以外（138,784円、自動車保有の場合は189,691円）に分解し、
それぞれさいたま市を100とする地域物価指数（*3*4）を乗じて算出した

*3『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計（構造編）」（総務省統計局, 2020）の「家賃を除く総合」指数から算出した

*4『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」（総務省統計局, 2018）「1か月当たり家賃・間代」（0円を含まない）と
「1か月当たり共益費・管理費」（0円を含まない）を足した額から算出した